

監理技術者等の専任制度の見直し

1. 監理技術者等の専任制度の検討方針

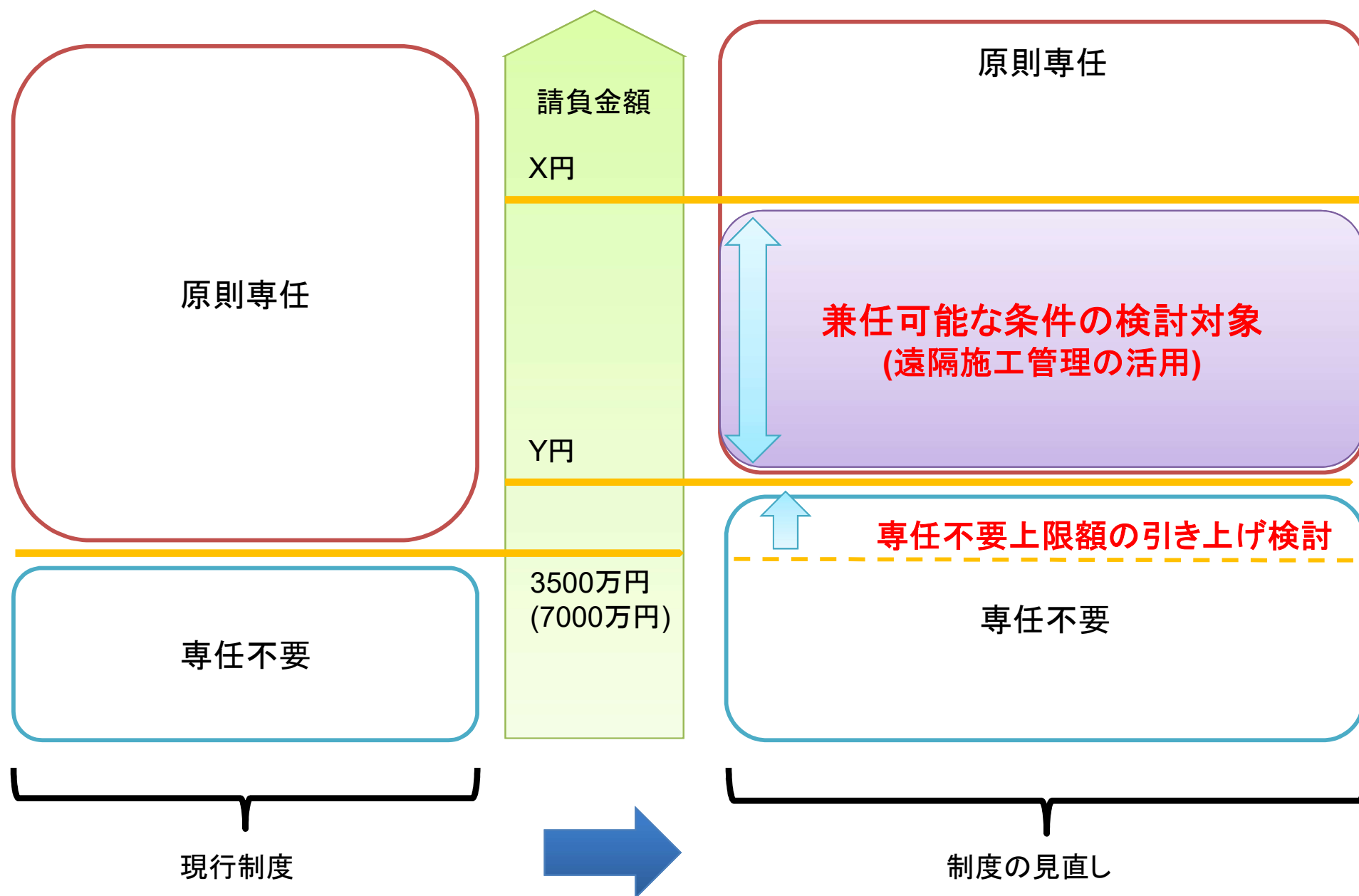
検討方針

- 専任制度の見直しにあたっては、適正な施工体制の確保を前提としつつ、ICTの活用状況や今後の進展可能性を踏まえて検討を行う。
- 早期に導入可能なものから制度見直しを行い、制度の変更が及ぼす影響を見極めつつ、段階的に見直しを行う。
- まずは、直面している担い手不足の現状、生産性向上のニーズに直結する課題に対応するため、現行制度の見直しから検討を進める。
- 併せて、中長期的には、今後のICTの進展可能性を踏まえ、先進的な技術や個々の工事の特性に応じた適正かつ効率的な施工体制による施工が可能となる制度の考え方について検討を深める。

検討内容

- **専任不要上限額の引き上げ検討**
基準請負金額について、過去の工事規模との比較を行い、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、引き上げ幅を検討。
- **兼任可能な条件の検討**
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な条件を拡充することを検討。
- **その他の検討**
上記と併せて技術者配置の運用の合理化について検討。

2. 監理技術者等の専任制度の見直しイメージ



※ 中長期的な課題については別途検討

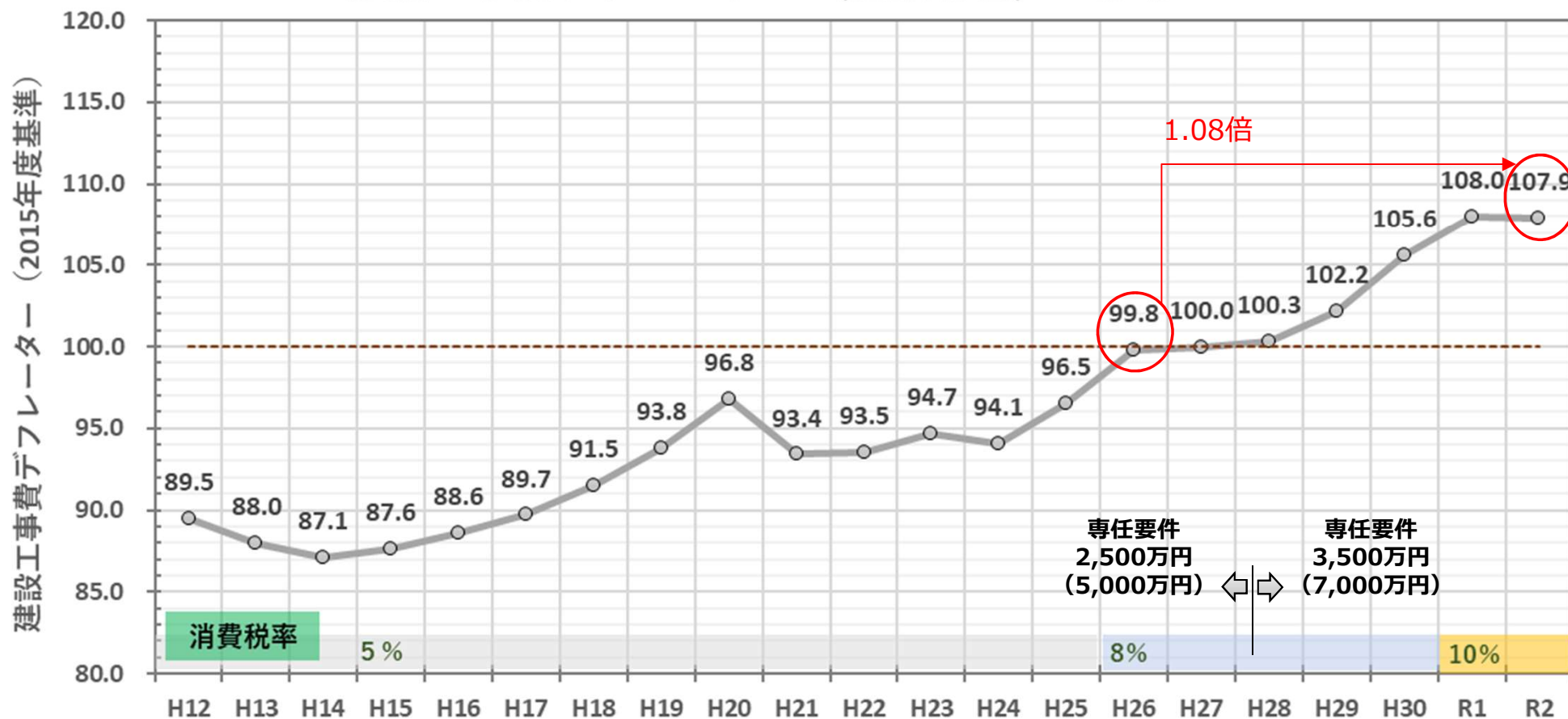
3. 専任が必要な請負金額等の変遷

| | 専任の要件 (法第26条第3項、政令第27条) | 特定建設業の要件(=監理技術者の要件) (法第3条第2項、政令第2条) | 施工体制台帳等作成の要件 (法第24条の7第1項、政令第7条の4) | |
|-----|--|--|--------------------------------------|-----------------------------|
| S24 | 200万円 (電気配線工事、管工事は50万円) | | | |
| S31 | 300万円 (電気配線工事、管工事は80万円) | | | |
| S36 | 300万円 (電気配線工事、管工事、電気通信工事は80万円) | | | |
| S46 | 300万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は100万円) | 1,000万円 | | |
| S49 | 450万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は150万円) | | | |
| S52 | 600万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は200万円) | | | |
| S59 | 900万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は300万円) | 2,000万円 | | |
| S63 | 1,500万円 (建築一式工事は3,000万円) | 2,000万円 (建築一式工事は3,000万円) | | |
| H6 | 2,500万円 (建築一式工事は5,000万円) | 3,000万円 (建築一式工事は4,500万円) | | 3,000万円 (建築一式工事は4,500万円) |
| H28 | 3,500万円 (建築一式工事は7,000万円) | 4,000万円 (建築一式工事は6,000万円) | | 4,000万円 (建築一式工事は6,000万円) |

4. 建設工事費の変動

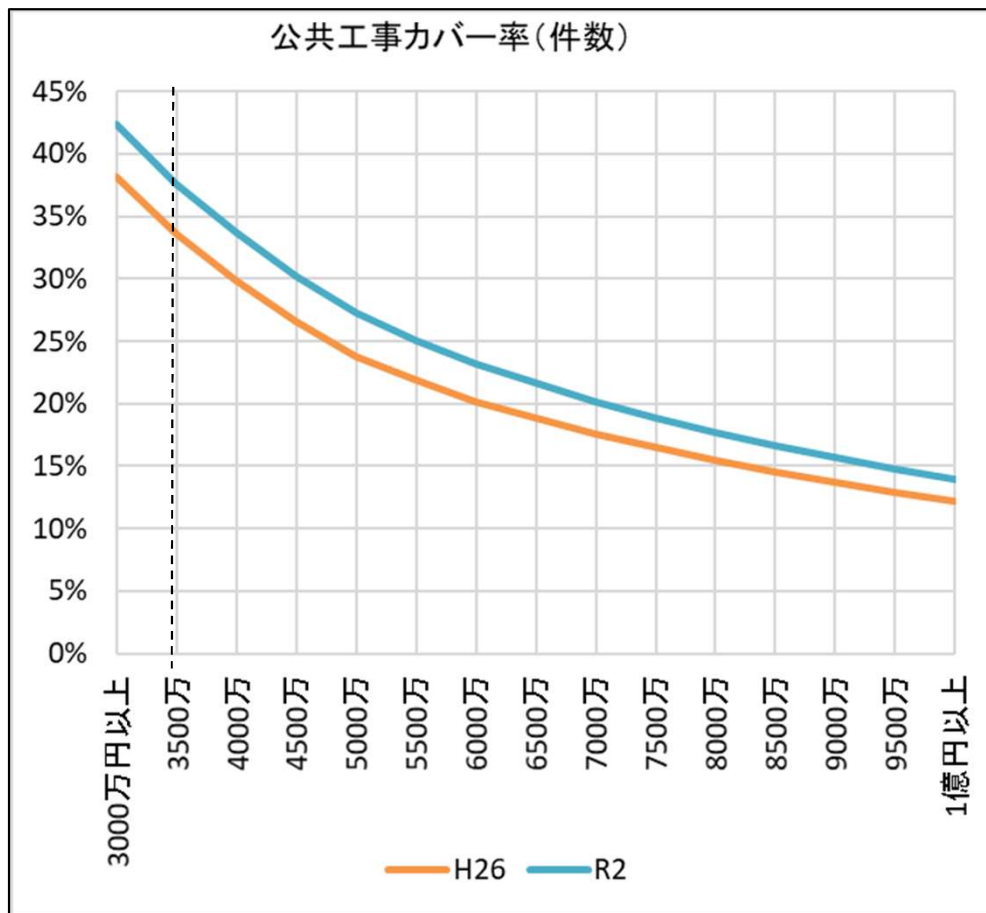
- 直近の建設工事費デフレーターは、H28年度の専任配置の金額要件の改定時に参照したH26時点に比べて1.08倍となっている。また、消費税率は8%から10%に改定されている。

建設工事費デフレーター（建設総合）の推移



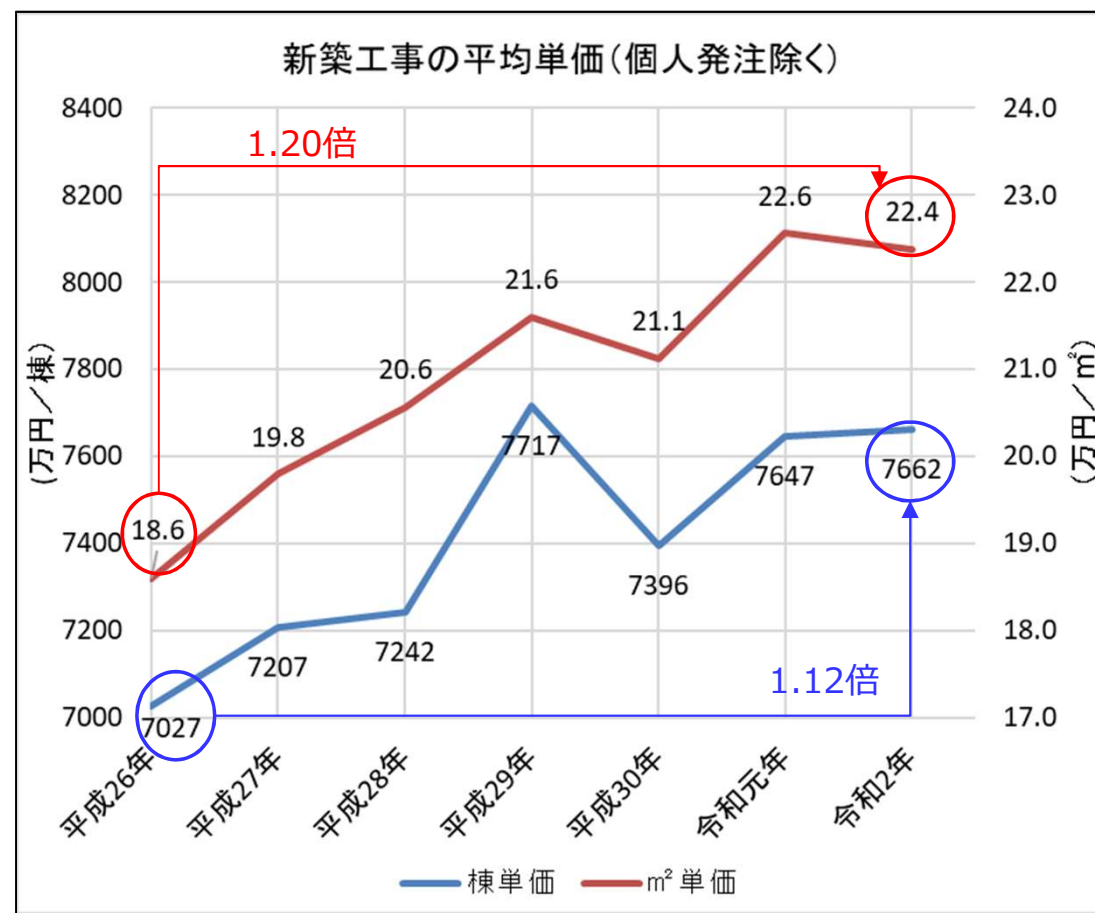
5. 工事金額に関する参考指標

公共工事における工事請負金額ごとの工事件数カバー率



コリンズデータより作成

建築工事における工事単価の変動



建築物着工統計より作成

6. 兼任可能な条件に関する考え方(案)

I 工事現場に関する条件

1. 工事の規模

同一の技術者が同時に進行する複数現場を十分に管理することができるのは、それぞれの現場の業務状況に比較的余裕がある場合に限られる。施工管理の業務量は工事の複雑さ・難易度等により決まるものと考えられるが、一般的には、請負金額の大きい大規模工事になるほど、業務量が増大するものと考えられることから、一定の請負金額以下の工事を対象とする。

2. ICT環境

同時に進行する複数現場を同一の技術者が管理するためには、それぞれの現場の状況を適時適切に把握し、速やかに指示を出せる環境が必要である。このため、少なくとも、遠隔地から必要に応じて現場の状況をリアルタイムで確認し、コミュニケーションが図れるだけの音声・映像の送受信が可能な環境が必要である。

3. 現場間の距離

複数現場を同一の技術者が管理する際には、予定外の事態が発生した場合に遠隔地から他の現場へ移動する必要がある。このため、現場間の距離は巡回可能な範囲に限られる。

II 施工体制に関する条件

4. 技術者の配置

兼任により監理技術者等が現場に不在の時間が増えることから、現場への連絡を円滑に行うための人員配置が必要である。

5. 工事の業種区分

同一工種の専門工事に比べ、総合的な企画、指導、調整を要する土木一式、建築一式工事の施工体制はより確実であることが求められる。

6. 下請業者の構成

同一の技術者が複数現場を十分に管理するためには、指示等の伝達や現場の施工業者・作業員の状況把握が容易でなければならない。このため、下請の施工体制が複雑ではないとともに、CCUSのシステムなどを活用し日々の施工体制の管理を確実に行うことのできる現場を対象とする。

7. 監理技術者等が兼任可能な条件(案)

工事現場について

- 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は1.5億円未満）の2現場を兼任すること。
- 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要な音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
- 各現場が一日に巡回可能な範囲に存在すること。



施工体制について

- 各現場に連絡要員として技術者を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- 工事全体の下請次数が3次以内であること。
- 日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。



対象工事のイメージ

- 比較的小規模で適正な施工体制を確保しやすい工事において、監理技術者が連絡要員等のサポートを受け、ICTを活用した遠隔管理及び巡回管理を行う。

8. その他の見直し① (案)

1. 同一工事と見なせる範囲の合理化

○ 現行法令の解釈に関して、同一の監理技術者等が管理できる「同一工事」と見なせる範囲に関する運用を見直す。

- 現在の「監理技術者制度運用マニュアル」では、契約工期が重複し、それぞれの工作物等に一体性が認められる場合、**当初契約以外が「随意契約」である場合に限って**、同一の監理技術者等による管理を認めている。

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する**契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事**であって、かつ、**それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの**（**当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。**）については、全体の工事を当該建設業者が施工する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

「監理技術者制度運用マニュアル」より

- 同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、**「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合**については、同一の監理技術者等による管理を認めることとしてはどうか。

9. その他の見直し② (案)

2. 技術者途中交代の条件の見直し

○ 技術者の途中交代に関する運用を見直し、原則として受発注者間の合意に基づく契約の範囲内での途中交代を可能とする。

- 監理技術者等の途中交代は、現行制度においても、工事の継続性、品質確保の観点に基づき一定条件を満たす場合に認められている。

監理技術者の交代は、死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等とされている。

- ①受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上の一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じて一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

「監理技術者制度運用マニュアル」より

- 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、**監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代**することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の**途中交代を行うことができる条件について明示的に発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能としてはどうか。**
- ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、交代が認められる条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者であることを条件とする必要があるのではないか。